

附属機関等の概要

別記様式2

(令和5年4月1日現在)

担当部課名	保健福祉部地域医療推進局医務薬務課	内線	25-331
-------	-------------------	----	--------

附属機関等の名称	北海道地方薬事審議会																			
「附属機関」、「常設の懇談会」の別	附属機関																			
設置年月日	S37.4.9																			
設置根拠	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第3条第1項																			
設置目的	<p><目的></p> <p>北海道知事の諮問に応じ、薬事（医療機器及び再生医療等製品に関する事項を含む。）に関する北海道の事務及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき北海道知事の権限に属する事務のうち政令で定めるものに関する重要事項を調査審議する。</p> <p><所掌事項、議題等></p> <p>（第一部会）</p> <ul style="list-style-type: none"> 薬事従事者の研修その他資質の向上に関する事項、薬事衛生思想の普及及び向上に関する事項、医薬品等の取扱いの適正化に関する事項、医薬品等の広告の適正化に関する事項、認定薬局の指定に関する事項 その他 <p>（第二部会）</p> <ul style="list-style-type: none"> 動物用医薬品等取扱者の研修その他資質の向上に関する事項、動物用医薬品等の取扱いの適正化に関する事項、動物用医薬品等の広告の適正化に関する事項、動物用薬用資源の開発に関する事項、動物用医薬品等の生産、輸出等の振興助成に関する事項 その他 <p>（第三部会）</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第5条第2項本文及び第3項（これらの規定を同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により審議会の権限に属させられた事項、北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例施行規則（平成27年北海道規則第69号）、第2条第3号の規定により審議会の権限に属させられた事項 その他 																			
委員構成	<p>1 委員(構成員)数</p> <table border="0"> <tr> <td>14名</td> <td>【定数:</td> <td>15名】</td> </tr> <tr> <td>(うち女性委員) 5名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(うち公募委員) 0名</td> <td>【公募枠:</td> <td>0名】</td> </tr> </table> <p>現在委員を委嘱していない場合はその理由（ ）</p> <p>2 部会等の設置状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>委員数(うち女性委員)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一部会</td> <td>9(4)</td> </tr> <tr> <td>第二部会</td> <td>5(1)</td> </tr> <tr> <td>第三部会</td> <td>4(0)</td> </tr> </tbody> </table>			14名	【定数:	15名】	(うち女性委員) 5名			(うち公募委員) 0名	【公募枠:	0名】	名称	委員数(うち女性委員)	第一部会	9(4)	第二部会	5(1)	第三部会	4(0)
14名	【定数:	15名】																		
(うち女性委員) 5名																				
(うち公募委員) 0名	【公募枠:	0名】																		
名称	委員数(うち女性委員)																			
第一部会	9(4)																			
第二部会	5(1)																			
第三部会	4(0)																			
会議の公開状況	<p>公開・一部非公開・非公開・未決定の別</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">一部非公開</p> <p>公開できない理由(一部非公開・非公開の場合)</p> <p style="font-size: 2em; margin-left: 1em;">〔</p> <p style="margin-left: 2em;">審議事項に応じて、委員の自由な発言が制限され、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。</p> <p style="font-size: 2em; margin-left: 1em;">〕</p>																			